

にいがた



▲米山大橋と信越本線(柏崎市)

Contents

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせです
- 海の家割引券をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

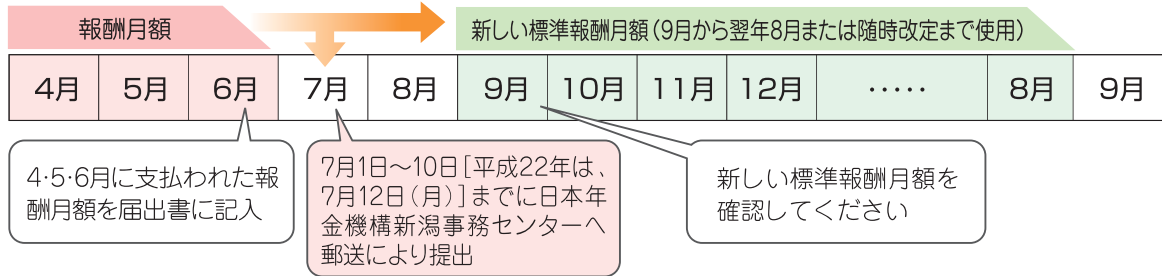
【職場内で回覧しましょう】

算定基礎届は正しく届出しましょう

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の報酬月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実態にあった標準報酬月額の決定をすることになっています。これを**定時決定**といい、この届出を**算定基礎届**といいます。

算定基礎届は4・5・6月に実際に支払われた給与を対象として、7月に提出していただくことになります。

定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月



届出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。

届出の内容

4月・5月・6月に**実際に**支払われた報酬(税金等控除前の総支給額)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準報酬月額(=等級)が決定されることになります。なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くことになります。

? 報酬とは

金銭・現物を問わず、事業主が労務の対象として支給する全てのもので、現物で支給されるものについては、標準価額などによって金銭に換算して計算します。

報酬になるもの(例)	
金 銭	現 物
基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当など) 賞与等(年4回以上のもの)	食券、食事、社宅、寮、衣服(勤務服でないもの)、自社製品、通勤定期券(月額相当分金額)など

新潟県の現物給与の標準価額

平成16年4月1日適用(単位:円)

食				事				住宅	その他
1日当たり				1ヵ月当たり				畳1畳 1ヵ月 1,300	時価
朝	昼	夕	三食	朝	昼	夕	三食		
140	200	220	560	4,200	6,000	6,600	16,800		

*食事の標準価額の3分の2以上を本人から徴収する場合は報酬に算入しません。

? 支払基礎日数とは

報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。

日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数にかかわらず暦の日数となります。ただし、月給者でも欠勤日数分だけ報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

お 願 い

- 算定基礎届の提出の際には、算定基礎届総括表も同時に提出してください。
- パート等の短時間労働者は必ず、備考欄に「パート」と記入してください。
- 7月改定の月額変更届提出済者の算定基礎届については、備考欄に「7月月変提出済」と記載してください。
- 4~6月の間に一時帰休による休業手当などが支給された月があるときは備考欄に「〇月休業手当支給」と記入いただくとともに、9月1日時点の一時帰休の解消見込みについても「9月1日解消予定」または「9月1日休業予定」と記入してください。

※このページでご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

月額変更届は忘れずに

被保険者の報酬が昇給や降給などにより大幅に変わったときは、次の3つの条件にすべて該当する場合に標準報酬月額の変更（随時改定）が行われます。（標準報酬月額の改定月は固定的賃金変動月から4ヵ月目になります。）

該当する被保険者については「月額変更届」の提出が必要になります。

1 固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金とは・・・
支給額や支給率が決まっているものをいいます。

固定的賃金の例

月給、週給、日給、役付手当、家族手当、
通勤手当、住宅手当、基礎単価、など

非固定的賃金の例

残業手当、能率給、日・宿
直手当、皆勤手当など

2 変動月から引き続く3ヵ月間、各月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき

3 変動月から引き続く3ヵ月間に支払われた報酬（残業手当などの非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

添付書類

改定月の初日（1日）から起算して60日以上遅延した届出の場合又は、5等級以上の降給があった場合は、賃金台帳（固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月まで）のコピーおよび出勤簿（固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月まで）のコピー。
なお、被保険者が役員の場合は、取締役会議事録等のコピーも必要となります。

新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで使われることとなります。

昇給したが報酬は
逆に下がった場合は？

固定賃金が上がったのに、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、報酬が逆に2等級以上下がったという場合は、随時改定の対象外です。また、固定的賃金が下がったのに、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合も、同様に対象外です。

磁気媒体 (FD・MO) 申請や 電子申請でも届出ができます



磁気媒体 (FD・MO) 申請

右記の届書については、FD (MO) による届出が可能です。
FD (MO) 届を作成するための「磁気媒体届書作成プログラム」は日本年金機構ホームページで無償で提供されています。詳しくは日本年金機構ホームページの「磁気媒体申請」のページをご覧ください。

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者賞与支払届
- 厚生年金保険被保険者住所変更届

電子申請

電子申請とは、パソコンからインターネットを利用して行う申請方法です。社会保険の届出のほとんどについて電子申請が可能となっています。詳しくは日本年金機構ホームページの「電子申請」のページをご覧ください。

ご提出先

日本年金機構 新潟事務センター

〒950-8611
新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル

※このページでご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

交通事故等で保険証を使用するときは届出が必要です

健康保険では、業務に起因しないケガや病気について給付を行いますので、私用中であれば交通事故等でケガをされた場合でも保険証を使って治療を受けることができます。ただし、その場合は保険者（協会けんぽ）に届出をしていただくことになります。

業務上（通勤中も含む）のケガ・病気は、健康保険の給付の対象になりませんので、会社や労働基準監督署にご相談ください。

どのような場合に届出が必要ですか？

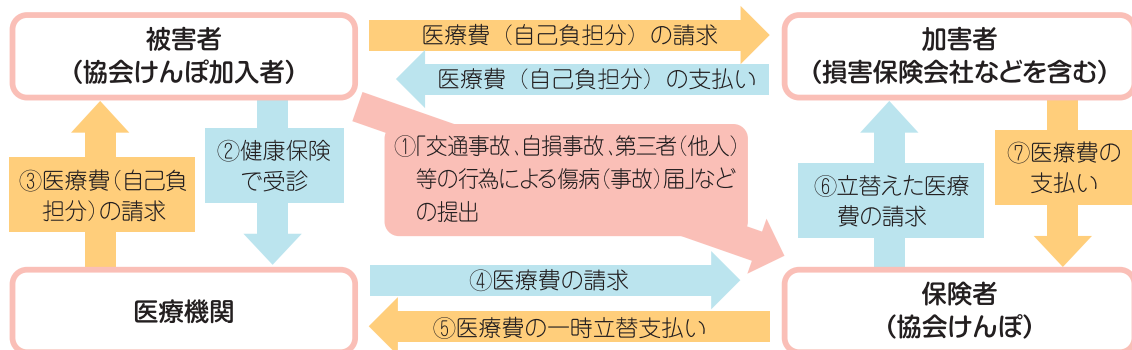
- 自動車・バイク等の交通事故で発生したケガ（相手がいない自損事故の場合も含む）
- スキー・スノーボード等の衝突事故で発生したケガ
- 他人のペットが原因で発生したケガ
- 暴力行為で発生したケガ
- 飲食店での食事などが原因で発生した食中毒
- 上記のような原因で、傷病手当金等を申請する場合 など

※ケガ等の原因となった相手方が、治療費の全て（自己負担分・保険者負担分に相当する額）を支払い保険証を使用しない場合や、傷病手当金等を申請しない場合は届出の必要はありません。



なぜ届出が必要なのですか？

ケガや病気の発生原因が相手にある場合は、治療に必要な費用は本来加害者である相手方が支払うこととなりますが、保険証を使用すると、加害者側が支払うべき治療費等を健康保険が立て替えて支払うことになり、後に被害者に給付した額を加害者側に請求することになります。（下の図をご覧ください。）また、保険証を使用する以外にも、同様の原因で傷病手当金等の給付がされた場合にも加害者側に請求することになります。



このように加害者側に請求をするに当たり、加害者や事故の状況等についての情報が必要となりますので届出をしていただくこととなります。なお、交通事故等の自損事故で相手がいない場合でも、給付を行うに当たっての状況の確認のために届出をしていただいております。

届出していただく書類について

- ・ 「交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届」及び関連する届書
- ※状況によって提出していただく届書が異なりますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

負傷した原因を照会させていただく場合があります

骨折などの外傷性のケガで治療を受けられた場合に、①業務上・通勤途上ではないか、②相手（第三者）があるか、などを確認するため、照会させていただく場合がございますのでご協力をお願いいたします。

交通事故・第三者の行為による傷病などのお問い合わせ 【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260（代表） 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会全体のホームページ

協会けんぽ

検索

新潟支部のホームページ

協会けんぽ新潟支部

検索

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

新しく社会保険の事務担当になった方等（希望する方）を対象として社会保険の基礎知識（加入、退職、保険料）について、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。

多数の参加お待ちしております。

参加者には参考図書「社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月 6日(火)	午後1時30分 ～午後4時	クロスバルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
7月 7日(水)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月13日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
7月14日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
7月16日(金)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
7月21日(水)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	50名
7月27日(火)		上越市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名

お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください（電話によるお申し込みも可能です）

財団法人 新潟県社会保険協会 ■ TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

7月の社会保険相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)	会場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)
佐渡中央会館	21(水)	13:30～16:30 (13:30～16:10)	柿崎商工会	21(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
両津地区公民館	22(木)	9:00～11:30 (9:00～11:00)	阿賀野市水原公民館	21(水)	10:00～14:00 (10:00～14:00)
小木町商工会	22(木)	8:50～11:00 (8:50～10:30)	村上市役所	14(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
小出商工会	21(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		28(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
糸魚川市役所	14(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)	十日町地域地場産業振興センター クロス10	8(木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)
	28(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		22(木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をして下さい。

※上記の社会保険相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川580]……………毎月第3水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※当年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり

標語コンクール入選作品

見直そう 生活習慣 確かな一歩

海の家
「割引券」を
ご利用ください

海の家 開設

今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士のレクリエーションなどに大いにご利用ください。



- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利用券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(火)
一部開設期間が異なる
ところがあります

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 関屋浜海水浴場 (新潟)
・シーポイントニイガタ
・こがねや ・幸楽 ● 角田浜海水浴場 (巻)
・泉屋 ● 野積海水浴場 (寺泊)
・まつや ● 間瀬海水浴場 (新潟)
・竹の家 | <ul style="list-style-type: none"> ● 藤塚浜海水浴場 (新発田)
・浜茶屋全店 ● 瀬波温泉海水浴場 (村上)
・ニューハートピア新潟瀬波 ● 石地海水浴場 (柏崎)
・佐渡見茶屋
・ココ・パームス一等茶屋
・海の家日本海
・ニューかもめ | <ul style="list-style-type: none"> ● 番神海水浴場 (柏崎)
・ブルーマリン
・レッドアンカー ● 谷浜海水浴場 (上越)
・清水屋 ・日本海
・きよし ・いそや |
|---|--|---|

● **申し込み先** …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

上越地区事務センター	中越地区事務センター	下越地区事務センター
管轄支部 上越支部・柏崎支部 住所 〒943-0837 上越市南城町1-5-9 電話 025-527-4880	管轄支部 長岡支部・六日町支部 住所 〒940-0061 長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601 電話 0258-31-8090	管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部 住所 〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F 電話 025-290-3200

● **申し込み方法** …… 郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

「海の家」割引利用券申込書

<p>該当する支部名を○で囲んでください。</p> <p>新潟東・新潟西・三 条・新発田 長 岡・六日町・上 越・柏 崎</p>	<p>申込希望枚数</p>	<p>枚</p>
<p>上記のとおり申し込みます。</p> <p>平成22年 月 日 事業所住所 事業所名称</p> <p>新潟県社会保険協会様</p>		